

公益社団法人愛知県緑化推進委員会賛助会員を募集しています

当委員会の事業に賛同していただける企業の皆様及び個人の皆様のご入会をお待ちしております。

当委員会は、県土の緑化を推進することにより、森林資源の造成、国土の保全、水資源のかん養及び生活環境の緑化を図り、緑豊かな県土建設に寄与することを目的として設立された公益法人であります。企業の皆様方には、CSR（企業の社会的責任）の一環として、ご入会していただけたらと考えております。

なお、会員（正会員、賛助会員）には、愛知県植樹祭へのご招待、緑化運動の普及啓発のための広報誌『ぐりーん・もあ』（公益社団法人国土緑化推進機構発行）を年4回配布するほか、当委員会の活動状況や事業実績等の情報を適宜お知らせしております。

賛助会員の年会費は、一口1万円です。入会金はありません。

入会をご希望の方は、別紙の入会申込書によりお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

申込方法	入会申込書に必要事項をご記入、押印のうえ、郵送にてお送りください。
申込先	公益社団法人愛知県緑化推進委員会 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎内

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号
愛知県三の丸庁舎内

TEL (052) 963-8045 FAX (052) 963-8491

E-mail info@midori-aichi.jp

Website <http://www.midori-aichi.jp>

Twitter <https://twitter.com/MidoriAichi>



WEB



Twitter



【公益社団法人愛知県緑化推進委員会定款（抜粋）】

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 正会員の入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員の入会にあたっては理事長の承認を得なければならない。

（会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

（退会）

第8条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 前3条までの規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。